

京都市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第223号

京都市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

京都市身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 事業（第10条）」を削り、「第4章」を「第3章」に、「第11条」を「第10条」に改める。

第2条第5号中「第17条の5第2項、第17条の6第1項及び」を削り、同条第6号中「第17条の5第5項及び」を削り、同条第7号を削り、同条第8号中「第17条の8第1項及び」を削り、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、同条第12号中「第19条の7ただし書及び」を削り、同号を同条第10号とし、同条中第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を第13号とする。

第5条中「第4条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第6条の2を削る。

第6条の4から第7条までを削る。

第6条の3中「第13条第1項若しくは第3項又は」を削り、「第15条第1項若しくは」を「第15条第1項又は」に、「居宅支給決定身体障害者氏名・居宅支給決定身体障害者居住地・施設支給決定身体障害者氏名・施設支給決定身体障害者居住地変更届（第4号様式）」を「施設支給決定身体障害者氏名・居住地変更届（第3号様式）」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「更生医療の給付等」を「補装具の交付等」に改め、同条中「法第

